

コメント

ノイス・金子・マーズレット

(新潟大学)

留学生として初めて日本に来たのはもう二〇年以上も前の事です、一年前こちらに移り住んで、一人の男の子を育てながら日本の家族史と女性史について勉強して参りました。一〇年間子育てしながら、常に自分の受けた教育、ドイツ的な子供の社会化のあり方を反省しながら日本の子育て方と向かい合うことになりました。その主観的体験から今日二、三点を拾ってお話したいと思います。

第一はドイツの子供の世界と日本の子どもの世界についてです。子供の世界というと、現代ではまず大人から独立した自主的にかえる時間と空間を思い浮かべます。そういう意味では日本の子どもの世界と比べてドイツの子どもの世界が時間的に余裕があって自由だと言えるでしょう。それは学校が全日制でなく通常昼で終わること、塾も、受験地獄もなくて、放課後には——とくに低学年レベルで——十分遊ぶ時間が与えられているからです。しかし、最近になってドイツでもピアノやバレエ、スポーツなどの習い事が増えて、ドイツでも子どもの管理化を批判する声が出てきています。それにドイツの子どもがますます Nintendo の virus

に感染してゆくのを見るとドイツの子どもの世界がだんだん日本化されていくように感じざるを得ません。しかし空間に関しては日本との違いがまだはつきり出てきます。ドイツでは大人の空間と子どもの空間は住まいの中で分けられていますから、子どもはその使いわけを守るように厳しく躾けられます。例を挙げますと、子どもは居間で遊んではいけませんし、お客さんが見えたらそこでテレビを見てはいけません。また大人の居る所に入ったら絶対騒いではいけません。この最後のものが何よりも守られなければならないルールとなっていて、たとえ子どもに空間の余裕がなくても、大人の世界が優先され、家族が夫婦本位であることをドイツの子どもは早くから躾けられます。言わばその代償として子どもには独自の部屋が与えられ、自由で、また責任のある固有の空間として認められているのです。七〇年代のある調査に拠ると、日本の小学生の七六%が子ども部屋を持っていてアメリカ、イギリスなどの国々と比べて一番多かったのですが、しかし言うまでもなく日本の家庭生活の上で子ども部屋の独立の空間というより、まず家族に煩わされなくて勉強するための場所という性格が強く、大人の世界に対する独自の空間という意識は薄いようです。

今日のもう一つのテーマは子どもの権利条約に照らしての親子関係ですが、ドイツ人は権利意識の非常に強い国民と言われます。私もその例に漏れず、初めて日本に来た時に日本の日常生活で子どもに対して大人の権利意識の薄いことに驚いたことがあります。日本の子どもは私には甘やかされているように見え、また他

方で、親が自分の権利を主張するどころか子どものために自分を犠牲にする傾向が非常に強い、という印象を持ちました。一つだけ例を挙げますと、東京留学していた時のある日、電車に乗った折りに子どもをおんぶしているおばあちゃんに席を提供したことがありました。疲れたおばあちゃんが座るだろうと思ったのですが、そうはならなくて、おぼっちゃまが座らせられておばあちゃんは立ったままでした。これはドイツでまず見られない光景ですね。外にも母親が幼児の我がままの犠牲になっている様子は公の場でよく見掛けた事がありました。そういう時ドイツの母親は社会的ルールに従うため、ないしは子育てのメンツを守るために厳しくしなければならぬのに、日本の母親は回りに気遣って子どもの我がままについて折れてしまうことが多いようです。

それはさておき、日本にはしかし子どもは七歳まで神のうちと言ったり、また子どもは善であるというすばらしい子育ての伝統的な土壌があります。私がドイツで育った時にはまだ、親は赤ん坊の時から子どもを絶対甘やかしてはならない、子どもの意志は小さい時にくじかなければならないという古い躰の観念が支配的でした。ドイツの親もちろん自分の子どもを何よりも愛していますが、教育となるとある理念にしたがわなければならない、と長い間思われて来た訳です。しかしこの伝統的な權威主義的な考えかたは六〇年代半ばごろから次第に反省されるようになり、また学生運動の流れのなかでも強く批判されました。その変化の過程はここでは時間の都合で話せませんが、変化した教育風土の中

で今日、親子の関係はパートナーシップのような間柄が理想と見られています。それが実現される度合いは勿論社会層によって大分差がありますが、このパートナー関係の上で親の教育権と子どもの発言権が大きなウェイトを占めています。既に一九一九年のワイマール憲法にも教育権という概念がありましたが、今の憲法に当たるボン基本法では次のように定められています。子供の教育および養育は父母の自然な権利であり、また何よりもまず父母に課せられた義務であると。その親の資格はドイツでは保護者という言葉ではなくて、教育権者でもって表現されています。そしてドイツの親は、つまり父親も母親も、例えば学校に対して大いにその教育権を活かしています。私は日本で一つの小学校の経験しかありませんが、そこで見る限り日本の親は——それは父兄と言いつつ出てくるのは母親だけです——学校にたいして自らの教育権を放棄して、ことに教育に関しては何でも学校に任せようとする傾向が非常に強いのです。そして学校も私の目から見ても親権に介入するような事も結構多いように思われます。

権利意識に関してはドイツでは子どもは親に負けていません。それは体罰とか不公平な待遇に異を唱えるというだけでなく、親の教育権の裏返しとして、子どもが自分がいままで親の教育権に服さなければならないか、ということをもう一五——一六歳から意識していますし、一八歳で成人し、自立することを待ち望んでいるのです。一八歳で成人しても経済力が無いうちはまだ親との葛藤が続きます。大学に入った場合がそうです。例えばドイツの奨

学金は親の年収を基準に支給されますが、その不足分は親が払うことになっていきます。しかし親が援助を拒んだ場合、学校が父親を相手に訴訟を起こすことがあるのです。これは親と子の双方の権利意識が真っ向から衝突した不幸なケースですが、こんなことは日本では考えられないことも知れません。これはしかしドイツと日本の子どもの権利意識に大きな違いがあることを端的に物語る例でもある訳です。

私の日本での子育て経験から結論させていただくと、日本での子ども、特に小さい子どもに対しての伝統的な優しい態度がこれからも失われることのないように祈っています。しかし同時に子どもの権利条約の批准に際して二つのことを期待しています。

第一に、子ども達が自分の権利を主張するようになるに当たって、親も、特に父親もその教育権に目覚めるように期待したいと思います。子どもの権利条約のせいで日本的思いやりが減びるという心配は一切ないとおもいます。また子どもの自立が早くなるということも当然の結果として予想されます。

第二に、自分の権利を主張することは相手の権利をも認めることを意味しますので、相手が自分と違う所も認めることになります。ここから、今日本の子どもたちの世界を支配している「みんなと同じように」、あるいは「絶対目立たないように」という学校でのグループ・プレッシャーが少しでも軽減し、これによって今の子どもたちの精神的負担が軽くなっていくのでは、と最後に一児の母の立場からも熱い期待を述べさせていただきます。